

公共基準点(一時撤去・移転)承認・回答書

承認番号 号

令和 年 月 日

様

上田市長 印

年 月 日に承認・協議申請のありました公共基準点の(一時撤去・移転)について、
次のとおり承認・回答します。

承認・回答事項

移転先

一時撤去・移転
する公共基準点

完了期限 令和 年 月 日 とする

承認条件

1. 公共基準点の復旧については、国土交通省国土地理院が公表している「作業規程の準則」(第2編第4章「復旧測量」)に基づいて実施してください。
2. 再設置位置については、管理課と協議する必要があるため、舗装復旧する前に必ず連絡してください。
3. 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書(様式第14号)を提出し、上田市の検査を受けてください。
4. 検査に合格したときには、速やかに上田市へ公共基準点を引き渡すこととします。
5. 一時撤去の中止等、承認・協議内容に変更が生じた場合は、速やかに管理課に連絡してください。

担当連絡先

上田市 都市建設部 管理課 地籍調査係 担当
TEL 0268(22)4100 内線()